

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

エンジェル税制の特定中小会社とは

Q: 平成9年度の税制改正で創設されたエンジェル税制で、対象となる特定中小会社とはどのような会社でしょうか。

A: 特定中小会社については、中小創造法施行令と施行規則により、その対象となる会社の要件が定められています。

【解説】

9年度税制改正で創設され、制度の効果が期待されているエンジェル税制ですが、この特例の対象となる特定中小会社を規定しているのは、中小創造法と呼ばれている法律になります。

6月に公布された改正中小創造法についての施行令と施行規則によると、エンジェル税制における特定中小会社とは、次のような要件を満たす株式会社とされています。

- (1) 設立後5年未満で前事業年度の試験研究費及び開発費が収入金額の3%超であること、または設立後1年未満で常勤研究者が2人以上(社員数の10%以上)であること
- (2) ストックオプション税制の適用によらない投資契約を締結していること
- (3) 同族株主の株式数が3分の2未満であること
- (4) 上場株式、店頭売買登録された会社でないこと
- (5) 株式の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している会社でないこと

